

議案第41号

職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和元年9月12日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和38年守口市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第18条の2まで 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月において市長が別に定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。<u>これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職(以下本条、第20条及び第26条において「失職」という。)し、又は死亡した職員(第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。)</u>についても同様とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退</p>	<p>第1条から第18条の2まで 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月において市長が別に定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡し</p>

職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5及び6 略

第19条の2 略

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3)及び(4) 略

第19条の3 略

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月において市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても、

た日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5及び6 略

第19条の2 略

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)及び(4) 略

第19条の3 略

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月において市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても、同様とする。

同様とする。

2 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 及び 5 略

第 2 1 条から第 2 5 条の 5 まで 略

(休職者の給与)

第 2 6 条 略

2 から 5 まで 略

6 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で、第 19 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡したときは、同項の規定による支給日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が定める職員については、この限りでない。

7 略

2 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 及び 5 略

第 2 1 条から第 2 5 条の 5 まで 略

(休職者の給与)

第 2 6 条 略

2 から 5 まで 略

6 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で、第 19 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定による支給日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が定める職員については、この限りでない。

7 略

以下 略

以下 略

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和38年守口市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条から第11条まで 略</p> <p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>)又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2及び3 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第11条まで 略</p> <p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2及び3 略</p> <p>以下 略</p>

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。